

平成30年3月9日
水管理・国土保全局防災課

平成29年における局地激甚災害の指定に伴う特別の財政援助を行います

～国土交通省関係では、6災害24市町村を対象に
約40億円の国庫負担の嵩上げを措置～

本日、平成29年等に発生した災害について、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（内閣府所管）が閣議決定されました。

河川や道路など国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業に関しては、**激甚災害（局地激甚災害6災害）に指定された24市町村を対象に**、地方財政の負担軽減を図るため、災害復旧に係る事業費約275億円に対し、通常为国庫負担（約196億円）に加え、**約40億円の国庫負担の嵩上げを措置**します。

なお、対象の24市町村に対しては、政令の施行に合わせ、3月14日（水）に国庫負担の嵩上げについて通知します。

○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額〔試算〕

激甚災害 特例対象事業費	通常为国庫負担額 (国庫負担率平均)	国庫負担の嵩上げ額	嵩上げ後の国庫負担額 (嵩上げ後の国庫負担率平均)
約274億5千万円	約195億5千万円 (0.723)	約40億4千万円	約235億9千万円 (0.867)

※H30.3.9時点の暫定値

(参考)

激甚災害の指定は、「激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(内閣府所管)に基づき、平成29年等に発生した13災害が激甚災害として政令により指定(改正含む)されました。

国土交通省所管事業に係る6災害、対象24市町村の内訳は、別添のとおりです。

問合せ先

水管理・国土保全局防災課

企画専門官 深澤
災害統計係 鈴木

代表 03-5253-8111 (内線:35-712、35-754)
直通 03-5253-8458
FAX 03-5253-1607

平成29年に発生した局地激甚災害及び対象市町村

災害名	都道府県名	市町村名		備考
		既指定	新規指定	
○風浪【4月18日】	北海道		おくしりちょう 奥尻町	新規指定(1町)
■梅雨前線豪雨 (九州北部豪雨を含む) 及び台風第3号 【6月7日～7月27日】	広島県		きたひろしまちょう 北広島町	既指定(2市1町1村) 新規指定(1市2町1村)
	福岡県	あさくらし 朝倉市 とうほうむら 東峰村 そえだまち 添田町		
	長崎県		いきし 壱岐市	
	熊本県		みなみおぐにまち 南小国町 みずかみむら 水上村	
	大分県	ひたし 日田市		
○台風第5号 【8月4日～8日】	鹿児島県		やまとそん 大和村 うけんそん 宇検村	新規指定(2村)
○豪雨【8月11日～19日】	兵庫県		いちかわちょう 市川町	新規指定(1町)
■台風第18号 【9月15日～19日】	北海道		しままきむら 島牧村	既指定(1市1町) 新規指定(2町1村)
	京都府	いねちょう 伊根町		
	熊本県		やまとちょう 山都町	
	大分県	つくみし 津久見市		
	宮崎県		ごかせちょう 五ヶ瀬町	
□台風第21号 【10月21日～23日】	宮城県		やまもとちょう 山元町	新規指定(2市2町3村)
	長野県		うるぎむら 売木村	
	三重県		くまのし 熊野市	
	奈良県		ごじょうし 五條市 やまぞえむら 山添村 しもいちちょう 下市町 くろたきむら 黒滝村	

凡例
 ■: 既指定災害
 □: 既指定災害(公共土木分野は新規指定)
 ○: 新規指定災害

計 6市町村 計 18市町村 合計 24市町村
 (6市10町8村)